

和介保第616号
和指第713号
令和元年11月15日
(2019年)

和歌山市地域包括支援センター長 各位
指定居宅介護支援事業者 各位

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

通院等乗降介助における訪問介護員等の運転する車両への家族の同乗に関する承認
申請事務について (通知)

平素は本市の介護保険行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、本市では訪問介護における通院等のための乗車又は乗降の介助（以下「通院等乗降介助」という。）において、訪問介護員等が運転する車両に当該通院等乗降介助を受ける居宅要介護被保険者（以下「要介護者」という。）と共に要介護者の家族が乗車する場合に、介護支援専門員による承認申請書及び添付書類の提出をお願いし、その内容について承認事務を行ってまいりました。

しかし、今般、介護事業所における業務負担軽減等を考慮した結果、令和元年12月1日以降当該承認申請事務を廃止することとしましたので、同日以降は承認申請を行う必要はありません。

なお、通院等乗降介助は、移送を目的としたサービスではなく、訪問介護員等により乗車又は降車の介助等を必要とする要介護者に対して行う「訪問介護サービス」であり、家族の同乗を想定したものではありません。このことから、当該サービスの適切な運用に資するため、家族が同乗できる場合の判断基準は、引き続き「要介護者の状態から病院内で診察時の対応等の必要があり、家族の同行なしでは通院の目的が果たせないこと」が認められる場合とします。（※別紙「通院等乗降介助における訪問介護員等の運転する車両への家族の同乗に関する基準」を参照してください。）

今後は十分なアセスメントに基づき、家族の同乗が必要な理由・根拠を明確にケアプラン及び訪問介護計画に位置付け、適切にサービスを利用していただきますようお願いいたします。

また、指導監査課が行う実地指導や介護保険課が行うケアプランチェック等で当該サービスの不適切な利用が認められた場合は、是正を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

和歌山市健康局保険医療部 介護保険課 担当：斎藤・上西 指導監査課 担当：川崎・橋爪
--